

貞静学園短期大学 授業料等減免規程

(目的)

第1条 この規程は、貞静学園短期大学（以下「本学」という。）の入学者及び学生に対して、授業料等を減免することにより、有為な人材の育成に資すると共に、保護者等に対して、その経済的負担を軽減することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における授業料等とは、本学学則に定められた入学金及び授業料のことをいう。

(入学金の減免)

第3条 この規程により、入学金の減免を受けることのできる入学者は、次のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、高等教育の修学支援新制度を利用する者は、除くものとする。

(1) A特待生

高等学校3年間の成績が特に優秀（評定平均3.5以上）で、出願時までの出席が皆勤の者。

(2) B特待生

高等学校3年間の成績が優秀（評定平均3.0以上）で、出願時までの欠席が10日以内の者。

2 入学金の減免額は、A特待生については全額、B特待生については半額とする。

3 入学金の納入は、入学手続き時に、入学金減免額を差引いた金額とする。

(授業料の減免)

第4条 この規程により、授業料の減免を受けることのできる入学者は、次のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、高等教育の修学支援新制度を利用する者は、除くものとする。

(1) 本学卒業者の子及び弟妹。

(2) 貞静学園保育福祉専門学校（前身校を含む。）卒業者の子及び弟妹。

(3) 入学者の兄弟姉妹が本学に在学中の者。

2 授業料の減免額は、初年度の各期において納入すべき金額の2分の1とする。

3 授業料の納入は、初年度の各期において、減免額を差引いた金額とする。

(授業料等の減免申請手続)

第5条 入学金の減免を受けようとする者は、合格発表後入学手続までに、入学金減免申請書（様式第1号）を、学長を経て理事長に提出しなければならない。

2 授業料の減免を受けようとする者は、合格発表後入学手続までに、授業料減免申請書（様式第2号）に、本学又は専門学校の卒業を証明できる書類（写し可）並びに卒業生又は

入学者の兄弟姉妹と入学者の住民票（続柄あり）を添えて、学長を経て理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、前二項の申請書を受理した場合は、速やかに減免を決定する。

（規程の改廃）

第6条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行うものとする。

（補則）

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長の決裁を経て別に定めることができる。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日より施行する。

2 この規程の施行に伴い、平成20年11月1日制定の「貞静学園短期大学 入学金減免規程」は、これを廃止する。